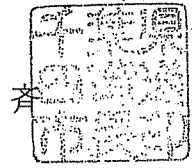


(平成26) 廃第55号

平成27年4月14日

みそら自治会
会長 中村 信正 様

四街道市長 佐渡 齊



要請書に対する回答について

春暖の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より、貴自治会におかれましては、市ごみ処理行政につきまして並々ならぬご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年3月31日付けにて今後のごみ処理の取り扱いについて要請がありました事から、下記のとおり回答いたします。

今後とも本市ごみ処理行政に対しましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 協議書・協定書及び確認書を遵守し、吉岡への移転に必要な調査・研究・打診を直ちに開始すること。

平成27年3月23日付け廃第54号での記1「協議書・協定書、及び確認書に基づき、現行施設の速やかな移転を求め。」並びに記2「市に対して、現行施設の操業停止を実現する対策を自治会に示すよう求める。」についての回答と重複いたしますが、貴自治会が求める「速やかな移転」についての期間設定等を伺いながら今後協議をさせていただき、調査・研究等を進めてまいります。

- 2 違約補償の協議の開始が平成27年4月19日以降となっても、補償対象期間は平成27年4月1日からとすること。

確認書2(6)平成27年3月31日までにごみ処理施設の稼働を停止できない場合、市は自治会と補償について協議するとなっております事から、これに基づき、補償対象期間は平成27年4月1日からと考えております。

- 3 ごみ処理施設の移転・操業停止・撤去が実現するまでの間、協議書・協定書及び確認書で定められた条件はもちろんのこと、必要に応じてより厳しい環境基準を守っていくこと。

これからも引き続き市の責務として安定的な操業に努めてまいります。